

# 受動喫煙防止のためのガイドライン

健康増進法で義務付けられた事項及び労働安全衛生法の努力義務により事業者が実施すべき事項が一体的に示されました。

## 組織的対策

### 1. 事業者、労働者の役割

衛生委員会などの体制整備を行い、事業者、労働者がお互いに協力し、受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。

### 2. 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

推進計画の策定、担当部署の指定、労働者の健康管理等、**標識の設置・維持管理**、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚及び情報の収集・提供、**労働者の募集及び求人**の申込時の**受動喫煙対策の明示**について取り組みましょう。

### 3. 妊婦等への特別な配慮

## 喫煙可能な場所における作業に関する措置

### 1. 20歳未満の者の立入禁止

20歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせてはいけません。

### 2. 20歳未満の者への受動喫煙防止措置

健康増進法において適用除外となっている場所についても、望まない受動喫煙を防止するため、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らせないようにしましょう。

### 3. 20歳以上の労働者に対する配慮

勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫、喫煙専用室等の清掃方法の工夫等により、20歳以上の労働者に対しても、望まない受動喫煙を防止しましょう。

## 各種施設における受動喫煙防止対策

### 1. 第一種施設\*<sup>1</sup>は原則敷地内禁煙（令和元年7月1日から）

### 2. 第二種施設\*<sup>2</sup>は原則屋内禁煙（令和2年4月1日から）

### 3. 喫煙目的施設\*<sup>3</sup>

営業について広告や宣伝するときは、喫煙目的室の設置施設であることを明らかにしなければなりません。

### 4. 既存特定飲食提供施設\*

営業について広告や宣伝するときは、喫煙可能室の設置施設であることを明らかにしなければなりません。

用語の定義

第一種施設\*<sup>1</sup>：学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

第二種施設\*<sup>2</sup>：事務所、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等

喫煙目的施設\*<sup>3</sup>：公衆喫煙所、バー・スナック、店内喫煙可能なたばこ販売店

既存特定飲食提供施設\*：令和2年4月1日時点で営業している飲食店であり、個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営しており、さらに客席面積が100㎡以下の施設



厚生労働省では、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費などの経費に対して助成を行う制度（受動喫煙防止対策助成金）を設けています。

